

建設アスベスト給付金の支給を請求する際に特にお願いしたいこと

～ 請求書提出前の3つのチェックポイント ～

給付金の支給を請求する際には、施行規則第5条第1項に定める事項を記載した請求書及び第2項に定める請求書に添付すべき資料を提出していただく必要があります（詳細は「建設アスベスト給付金請求の手引き②」をご覧ください）。

中でも、以下の3点は、認定審査にあたって特に重要なポイントになりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ポイント1

石綿関連疾病に罹患したことを証明することができる資料を提出してください。

請求に係る疾病にかかったことを証明する医師の診断書その他の資料の添付が必要です。例えば以下のような資料が証明に役立ちますので、提出をお願いします（所定の診断書様式をご活用ください）。

＜共通＞ 医師の診断（意見）書 診断の根拠となるエックス線画像、CT画像、
その他診断のために実施された検査報告書

＜中皮腫＞ 病理組織診断報告書又は細胞診断報告書 その他組織標本

＜石綿肺及びびまん性胸膜肥厚＞ 呼吸機能検査結果報告書

＜良性石綿胸水＞ 胸水の検査結果 胸水貯留をきたす他の疾病の有無を示す医証

※ 労災保険給付又は石綿救済法の救済給付を受けている方は決定通知書等の写しを提出いただくことにより、医証の添付を省略できます。

ポイント2

建設業務に関する就業歴・石綿ばく露作業歴を証明する書類を提出してください。

被災者の方が特定石綿被害建設業務に従事する労働者等に該当することを明らかにする書類の添付が必要です。例えば以下のような資料が証明に役立ちますので、提出をお願いします。

＜具体例＞

- (被災者・同僚等証明者の)被保険者記録照会回答票、雇用保険加入記録
- 建設工事の契約書・注文書・発注書・領収書等 (在籍企業・取引先企業の)法人登記簿
- (屋号の記載がある)確定申告書・開業届 労災保険の特別加入に係る記録
- (建設の業務に関わる)免許・資格証・表彰状
- 出面表・施工体系図・作業日報・作業指示書・作業報告書等
- 建設業許可申請(控)・(許可申請添付の)工事経歴書・施工した現場の設計図書等
- 被災者の勤務状況を示す日誌等 被災者の作業状況を示す写真等

ポイント3

就業歴等申告書（通－様式3及び続紙）の（証明者欄）を可能な限り記載してください。

石綿にさらされる業務に従事した事業場名、所在地、期間を具体的に記載し、その内容を証明することができる資料の添付が必要です。就業歴等申告書の様式を活用して、可能な限り事業主、同僚、発注者等の関係者から証明を受け、（証明者欄）に記載をお願いします。

証明資料の提出により認定につながった事例

<事例1>

中皮腫で死亡した被災者について、一人親方の大工であり、取引先等から就労証明を受けることができなかったが、**施工に携わった現場で受けた安全衛生表彰の賞状**が提出され、**元請に作業内容や従事期間の確認ができたこと**により、認定審査会において「認定相当」と判断された。

<事例2>

肺がんで死亡した被災者について、一人親方の大工であり、取引先等から就労証明を受けることができなかったが、**日々の出勤、作業現場名、作業内容が記載された被災者作成の作業日誌**が提出され、**他の資料とあわせて作業内容や従事期間が確認できたこと**により、認定審査会において「認定相当」と判断された。

<事例3>

肺がんで死亡した被災者について、一人親方の左官であり、取引先等から就労証明を受けることができなかったが、**左官業組合の会員名簿、左官としての技能についての褒賞状**が提出されたことにより、**他の資料とあわせて請求人の申し立てる作業内容や従事期間が明らかに不合理ではないとして**、認定審査会において「認定相当」と判断された。

お問い合わせ先

労災保険相談ダイヤル

0570-006031

月曜日～金曜日 8:30～17:15

(土・日・祝日・年末年始はお休みします)

※ご利用の際は、通話料がかかります。IP電話など、一部の電話からはご利用になれません。

※労災支給決定等情報提供サービスや、労災保険一般に関するご相談も受け付けています。

請求に必要な就業歴等申告書及び診断書の様式は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kensetsu_kyufukin.html